

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター会員退会取扱要領

(目 的)

第1条 公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条の規定に基づく会員の入会及び退会に関して必要な事項を求める。

(入会申し込み手続き)

第2条 センターの正会員、特別会員及び賛助会員（以下「会員」という。）になろうとする者は、会長に入会申込書（第1号様式）、入会誓約書（第2号様式）、個人情報の取扱いに関する同意書（第3号様式）を提出しなければならない。その際には、生年月日及び住所を確認できる書類を提示するものとする。

2 会長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(入会の可否)

第3条 センターへの入会の可否は、次に掲げる基準に基づき、理事会において決定する。

(1) 入会申込書及び添付された関係書類等から、センターの定款第5条各号の要件を満たし、会員としてふさわしいと認められる個人であること。

(2) 契約及び仕事の遂行に関して十分な能力を有し、成年被後見人又は被保佐人あるいは被補助人でないこと。

(3) 反社会的な活動を行う団体の構成員あるいはこれに準ずるものでないこと。

(再入会)

第4条 以前にセンターの会員であった者から再び入会申し込みがあった場合には、前条のほか、次の各号によるものとする。

(1) 以前に会員であった者が再入会を希望する場合には、入会申込書に過去の入会歴及び退会理由を記載して提出しなければならない。

(2) 退会が、除名又は会長からの退会勧告によるものであった場合には、原則として再入会を認めないものとする。

(3) 以前の大会の際に未納の会費がある場合には、これを納入しなければ再入会を認めないものとする。

2 他のシルバー人材センター会員であった者が入会しようとする場合には、前項第1号及び第2号を準用する。

(会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第5号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会 費)

第6条 会費の金額、納期等については、総会で定める会費規程によるものとする。

(変更届)

第7条 会員は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに会長に変更届（第6号様式）を提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、定款第8条により、会長に退会届（第7号様式）を提出して任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により会員の資格を喪失した場合は、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。